

令和８年度県産広葉樹プロモーション業務企画提案募集要領

本要領は、令和８年度県産広葉樹プロモーション業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

１ 募集事項

（１） 案件名

令和８年度県産広葉樹プロモーション業務（以下「本業務」という。）

（２） 事業目的及び業務内容

別紙「令和８年度県産広葉樹プロモーション業務委託仕様書」のとおり

（３） 契約期間

契約締結の日から令和９年２月２５日（木）まで

（４） 事業費（委託上限額）

金２，９９８，６００円（消費税及び地方消費税額を２７２，６００円含む。）

２ 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （１） 宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （３） 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （４） 本業務の募集開始から企画提案書等の提出時までの間、「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和６年４月１日施行）」に規定する資格制限要件に該当しないこと。
- （５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- （６） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- （７） 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定するもの）に該当しないこと。
- （８） 宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定するもの）に該当しないこと。
- （９） 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （１０） 当該業務の円滑な履行が出来る体制が整備できること。

3 スケジュール（予定を含む。）

	項目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和8年8月5日（水）
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年8月21日（金）午後5時
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年8月28日（金）
(4)	企画提案参加申込書の提出期限	令和8年9月2日（水）午後5時
(5)	企画提案書等の提出期限	令和8年9月4日（金）午後3時
(6)	書類選考 ※応募者多数の場合	令和8年9月8日（火）※予定
(7)	企画提案書の選考・プレゼンテーション	令和8年9月11日（金）※予定
(8)	選考結果の通知	令和8年9月中旬※予定
(9)	契約締結	令和8年10月上旬※予定

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付【任意】

ア 受付期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

イ 質問方法

質問書（様式第4号）を用いて、電子メールにより下記アドレスあて送付すること。

rinsinf@pref.miyagi.lg.jp（宮城県水産林政部林業振興課木材産業振興班）

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月28日（金）を目途に宮城県水産林政部林業振興課のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問によっては回答しない場合もある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号） 1部

(イ) 宣誓書（様式第2号） 1部

(ウ) 業務実績調書（様式第3号） 1部

イ 提出期限

令和8年9月2日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

(ア) 原則として電子メールにより下記アドレスあて送付すること。

rinsinf@pref.miyagi.lg.jp（宮城県水産林政部林業振興課木材産業振興班）

なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は事前に事務局に相談すること。

(イ) 押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるので、それまでに保管すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

企画提案書は、別紙「企画提案書の構成等について」により作成すること。

(イ) 事業経費見積書（任意様式）

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

イ 提出期限

令和8年9月4日（金）午後3時（必着）

ウ 提出方法

原則としてPDF形式データを電子メールによる下記アドレスあて送付すること。

rinsinf@pref.miyagi.lg.jp（宮城県水産林政部林業振興課木材産業振興班）

※セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は事前に事務局に相談すること。

※提出書類の容量が10MBを超過する場合は、提出前に事務局に相談すること。

エ 留意事項

(ア) 提案できる企画案は1者1案とする。

(イ) 原則として、提出された書類の差替、変更、取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

(ウ) 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

(エ) 企画提案を取り下げの場合は、取下願（様式第5号）を提出すること。

なお、この場合も提出された企画提案書は返却しない。

(オ) 企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

5 評価・選定方法

(1) 受注候補者の選定手順

県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の評価点を合計した点数が最も高い1者を受注候補者として選定する。

なお、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。また、企画提案者が1者のみであった場合、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

(2) 企画提案者が多数の場合の一次審査の実施

企画提案者が多数の場合は、選定委員会において書面等による一次審査を実施し、令和8年9月8日（火）までに上位5者程度を選定する。選定後は、全ての企画提案者に速やかに結果を通知する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日

令和8年9月11日（金）※実施時間は別に定める。

イ 実施場所

宮城県庁会議室（宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）※詳細は別に定める。

ウ 実施方法

（ア）出席者は3人以内（提案に係るプロジェクトへの参画者に限る）とする。

（イ）1提案者当たりの持ち時間は15分以内（説明10分以内、質疑応答5分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

（ウ）原則、事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。

（エ）プレゼンテーションでプロジェクタ等を使用する場合には、企画提案書提出時に申し出ること。

なお、この場合、プロジェクタ及びスクリーンについては県が用意するものとし、パソコン等その他の機材はプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 評価基準・配点

評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
1 事業実施の方向性及び全体計画 (10点)	・本業務の目的や内容を十分に理解した上での提案となっているか。 ・企画提案内容は、具体的な実現性を有しているか。	10
2 業務の実施体制等 (15点)	・本事業を適正かつ確実に遂行できる組織・履行体制となっているか。 ・類似の業務実績があり、良好な運営を期待できるか。 ・業務の履行に際し、関係者等との調整や不測の事態等に対応出来るか。	15
3 費用積算及び業務スケジュールの妥当性 (10点)	・経費の積算は、提案内容に見合った妥当な金額であり、各業務のバランスがとれているか。 ・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的であるか。	10
4 ワークショップの企画・運営内容 (25点)	・広葉樹の魅力や認知度向上に資する体験・講義内容となっているか。 ・ターゲット層の参加を効果的に促進する集客方法となっており、かつ適切な時期に計画されているか。	25
5 県産広葉樹製品購入場所マップの作成・活用提案 (25点)	・利用者が直接事業者やECサイト等へ円滑にアクセスできるような利便性の高いマップ形式(企画・体裁・デザイン等)が提案されているか。 ・マップ自体の認知度向上や、効果的な普及方法が提案されているか。	25
6 独自提案 (15点)	・仕様書記載事業の内容をさらに充実させる、優れた独自提案があり、また、その独自提案は事業目的の達成につながる効果的かつ実現可能な内容か。	15
	合計	100

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、後日、全ての提案者に対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等をホームページで公表する。公表に当たっては、業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(6) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、業務委託候補者として選定する。

企画提案者がいない場合又はすべての企画提案者について履行能力なしと判断する場合は、再度、公募を実施する。

(7) その他

業務実施に際しては、県と受注候補者との協議によって、業務内容の変更を行う場合があるので、企画提案の内容が全て採用されるものではない。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明であった場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合
- (3) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (6) 5（3）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

企画提案選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者から見積書を徴収する。

(2) 委託の支払条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

8 その他必要な事項

提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

9 問い合わせ先

宮城県水産林政部林業振興課木材産業振興班（担当：岩渕、野角）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

（宮城県行政庁舎12階）

TEL：022（211）2912

FAX：022（211）2919

メールアドレス：rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

【別紙】

企画提案書の構成等

1 企画提案書の構成

企画提案書は、次の（１）から（３）までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

（１）表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者（職・氏名）」、「担当者（所属・職・氏名）」及び「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

（２）目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

（３）本文

ア 事業実施の方向性及び全体計画

イ 組織体制

各行程担当間での連携・調整体系、個人情報保護体制など、業務実施に当たっての組織体制を記載すること。

ウ 業務の実施体制

各行程を担当する部署・人員の規模について記載すること。

エ 費用積算及び業務スケジュール

オ ワークショップの開催

（ア）広葉樹の魅力や認知度向上に資する体験・講義内容を具体的に提案すること。

（イ）ターゲット層の参加を効果的に促進するような集客方法・開催時期を提案すること。

カ 県産広葉樹製品購入場所マップの作成

（ア）利用者が直接事業体やECサイト等へ円滑にアクセスできるような利便性の高いマップ形式（企画・体裁・デザイン等）を具体的に提案すること。

（イ）マップ自体の認知度向上や、効果的な普及方法を具体的に提案すること。

キ 独自提案

上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる企画・提案すること。

2 企画書提案書の仕様

（１） 企画提案は、表紙及び目次を除いて20ページ以内で作成すること。

（２） 企画提案書はA4横、横書きとし、文字は注記などを除き原則12ポイント以上とする。

3 提出された資料の取扱等

（１） 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

（２） 企画提案書は、採点及び審査以外に無断では使用しないものとする。